

資料6

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201300558 平成25年9月20日(栃木県) 平成25年11月22日	液晶テレビ	(火災) 建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、金属製のフレーム、スタンド、背面カバーを除きほとんど焼失していた。 ○残存したメイン基板の配線パターンに熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○配線はほとんどが焼失していたが、残存していたリード線に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。 	
2	A201300595 平成25年9月1日(埼玉県) 平成25年12月4日	眼鏡フレーム	(重症1名) 当該製品を使用していたところ、皮膚が炎症を起こした。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品をスポーツ用として1年程使用し、テンプルと接する耳付近に炎症を起こしたため病院を受診した。 ○炎症を起こしたテンプルのラバー部分には、緑色の物質が付着していた。 ○当該製品に付着していた物質の分析は実施できなかった。 ○当該製品と同様にテンプルに緑色の物質が付着していたとして事故同等品が複数回収されていたが、通院に至った事例は確認できなかった。 ○事故同等品に付着していた緑色の物質を分析した結果、汗等の成分と推定される有機物の他に、ニッケルが含まれていた。 ○使用者によるパッチテストは実施されていなかった。 ●当該製品のテンプルのラバー内側から外側に原因物質が浸出したために炎症を起こしたと推定され、原因物質の1つとしてニッケルが考えられたが、当該製品に付着していた物質の分析ができていないことと、使用者によるパッチテストが行われていないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
3	A201300770 平成26年1月23日(群馬県) 平成26年2月7日	電気洗濯乾燥機	(火災、死亡1名、軽傷2名) 建物を半焼する火災が発生し、1名が死亡し、2名が負傷した。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、事故当時運転されておらず、上蓋は、開いて背面に収納された状態で焼損していた。 ○当該製品の、焼損は著しく、表示基板及び制御基板の一部が確認できず、電源入力部の雑音防止用コンデンサーも確認できなかった。 ○当該製品はリコール対象機種であるが、対策は実施されており、対策部に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品、電気配線及びヒーター部に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は事故当時運転されておらず、残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。 	
4	A201300832 平成25年10月28日(神奈川県) 平成26年2月27日	手すり(窓用)	(重傷1名) 当該製品に手を付いたところ、当該製品が窓枠から外れ、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が窓枠に取り付けられていた当該製品に手をついたところ、当該製品が外れ、窓の外に転落した。 ○当該製品の左側のブラケットが窓枠から外れていた。 ○事業者及びNITEは、当該製品及び事故現場の調査を行うことができなかった。 ●当該製品及び事故現場を確認できなかったことから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A201300923 平成26年1月23日(高知県) 平成26年3月25日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	(火災) 建物2棟を全焼、1棟を半焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の焼損は著しく、金属部品のみ残存していた。 ○前面ガードの表側には、溶融・焼損した樹脂の付着が認められた。 ○基板、電源スイッチ等の電気部品は確認ができなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
6	A201300924 平成26年2月13日(大阪府) 平成26年3月25日	電気あんか	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は端部から放射状に焼損していた。 ○焼損部分のヒーター線は焼失し、残存部の先端にはショート痕は認められなかった。 ○電気接続部、温度ヒューズ、サーモスタットには、出火につながる異常は認められなかった。 ○使用者は電源コードを本体に巻き付けて保管していた。 ●当該製品は、約8年の使用によって、ヒーター線が絡まって蓄熱により焼損した可能性が考えられるが、ヒーター線の一部が確認出来ないため、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
7	A201300938 平成25年1月23日(千葉県) 平成26年3月28日	電気式床暖房	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の発熱シートは、座布団が置かれた付近の焼損が著しかった。 ○焼損した発熱シートに釘打ちの痕跡は認められなかった。 ○発熱シート内部の発熱体の確認はできなかった。 ○焼損した座布団は廃棄されていたため確認できなかったが、同等品に座布団を置いた再現試験での発熱シート温度は65℃で発火には至らなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、発熱体の一部が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A201400066 平成26年3月17日(愛媛県) 平成26年5月1日	カイロ(使い捨て式、貼るタイプ)	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、腹部に低温火傷を負った。	○使用者は、当該製品を、衣類3枚の上から、背中に3枚、腹部に1枚貼り付けて、6～8時間使用しており、背中側に異常はなかった。 ○使用中、肌の状態は確認していなかった。 ○使用者は、従前から同様の使用方法で当該製品を使用しており、これまでに異常がなかった。 ○事故品は廃棄されており、確認できなかった。 ○同等品の温度測定結果に、異常は認められなかった。 ●当該製品が異常発熱した可能性や、使用者が途中で肌の状態の確認をしなかったため事故の症状に至った可能性が考えられるが、当該製品は既に廃棄されていたため確認ができず、また、使用者は従前から同様の使用方法で異常を認めていないことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
9	A201400080 平成26年3月2日(東京都) 平成26年5月8日	折りたたみテーブル	(重傷1名) 公共施設で中学生が当該製品を片付ける際、天板を折り畳もうとしたところ、当該製品が倒れ、足指を負傷した。	○当該製品は、公共施設で使用されていた14台のうちの一つである。 ○当該製品は、天板跳ね上げ操作レバー一部のヒンジ部分に変形しており、レバー操作は固かった。 ○事故当時、使用者の他2～3名が当該製品の片付けに加わっており、使用者が天板跳ね上げ操作レバーを操作していた。 ○当該製品は、事故後に天板を残しフレーム部、天板跳ね上げ操作レバー部等が交換され、修理・交換後に保管されていた14台のうちの一つであるとともに、その14台から当該製品を特定することが困難であることから調査することはできなかった。 ●使用者が当該製品の天板を跳ね上げるために座席と反対側に立ち、キャスター一部付近に足を置き、天板跳ね上げ操作レバーを押しているうちに、別の作業者が座席側で天板を大きな力で押したために当該製品が倒れたか、別の作業者が使用者側へ押していた力で天板が靴で固定されたキャスター部を支点に回転し転倒した可能性が考えられるが、事故直後の当該製品を調査できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201400125 平成26年5月18日(大阪府) 平成26年5月29日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	<p>○電源プラグは当該製品右側上部の壁に設置されていた2口コンセントに接続されており、電源プラグから約5cmの位置で電源コードが異極間短絡した状態で断線し、先端に溶融痕が認められた。</p> <p>○庫内の温度調節ダイヤルは「切」位置に設定されていた。</p> <p>○外郭は天面全体が焼損していたが、庫内及び背面下部の機械室に焼損は認められなかった。</p> <p>○当該製品は製造後20年以上経過していた。</p> <p>●当該製品の電源コードに溶融痕が認められたことから、断線部から出火した可能性が高いと考えられるが、事故に至るまでの電源コードの配線状況や取扱状況及びコード被覆の劣化状態が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
11	A201400158 平成26年5月19日(千葉県) 平成26年6月11日	換気扇	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品から発煙す る火災が発生した。	<p>○モーター内部が焼損しており、巻線部にレイヤショート痕が認められた。</p> <p>○モーターカバーに清掃された痕跡が認められた。</p> <p>○モーターカバーには、通風用孔が数箇所設けられていた。</p> <p>○モーター内部に液体が浸入した痕跡が認められたが、成分は特定できなかった。</p> <p>○他の電気部品に、異常発熱した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は製造から16年10か月経過していた。</p> <p>○取扱説明書には、「電気製品には、水をつけたり、かけないこと。」、本体には、「水や洗剤スプレーをかけない。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品のモーター内部に液体が浸入した痕跡が認められたことから、浸入した液体がモーター巻線に付着し、絶縁劣化させたため、レイヤショートが生じて異常発熱し、発煙したものと推定されるが、液体が浸入した経緯が特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:不明(製造年月から16年10か月と推定)
12	A201400168 平成26年1月3日(兵庫県) 平成26年6月19日	延長コード	(火災) 店舗で延長コードに 接続された当該製品 に複数の電気製品を 接続して使用してい たところ、当該製品 及び周辺を焼損す る火災が発生した。	<p>○当該製品の電源プラグ部及びタップ部には出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードの中間部分が細切れに断線し、断線部の先端に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。</p> <p>●当該製品は、電源コードが半断線状態となり、異極間で絶縁破壊しスパークにより発火したものと考えられるが、焼損が著しく確認出来ない部分があり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201400169(延長コード)と同一事故
13	A201400211 平成26年6月22日(東京都) 平成26年7月11日	電気シェーバー	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	<p>○使用者が当該製品本体を事故翌日に廃棄したため、製品内部部品(リチウムイオンセル等)の確認は出来なかった。</p> <p>○事故発生時に撮影した写真から、本体の外郭樹脂は焼損していた。</p> <p>○洗浄充電器内部の電気部品(制御基板、ファンモーター、ポンプモーター、ヒーター線)に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○洗浄充電器側の充電接続端子部に溶融は認められなかった。</p> <p>○ACアダプターの出力電圧に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品本体は廃棄され、製品内部を確認できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A201400214 平成26年6月11日(埼玉県) 平成26年7月14日	美顔器	(火災) 当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は全体的に著しい焼損が認められ、外郭樹脂等は原形を留めていなかった。 ○内部をX線で確認した結果、内部配線等には溶融痕は認められなかったが、電源コード、ACインレット及びポンプモーター等の確認できない部品があった。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
15	A201400215 平成26年6月29日(東京都) 平成26年7月14日	エアコン	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のファンモーターのコネクター部の端子に溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は定期的(1~2回/年)に市販のスプレー式洗浄剤を使用していた。 ●当該製品は、使用者が市販のスプレー式洗浄剤で熱交換器を洗浄した際に、洗浄剤がファンモーターの端子部に付着し、端子間でトラッキング現象が生じて出火に至った可能性が考えられるが、ファンモーターに洗浄剤が付着しているか分析ができず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:約10年
16	A201400223 平成26年6月1日(静岡県) 平成26年7月18日	ライター(使い切り型)	(重傷1名) 当該製品を含む複数のライターをズボンのポケットに入れていたところ、着火し脚に火傷を負った。	○うたた寝していた時に太股付近が熱くなり、座っていた座布団から発煙していたため、台所で座布団に水を掛けて戻る途中、ズボンから出火した。 ○当該製品はチャイルドレジスタンス機能付のやすり式で、ズボンの中には当該製品以外に圧電式ライターが2個入っていた。 ○発煙した座布団を持ち上げた際、たばこの吸い殻が座布団から落ちた。 ○事故の前に、1時間半程は当該製品を含めてライターを使用していない。 ○当該製品はタンク上部が焼損していたが、風防に過熱痕は無く、やすりや点火レバー付近に焼損は認められなかった。 ○ノズルは周辺樹脂が溶融し、ノズルが開いて点火レバーが下がった状態で固着しており、動作確認はできなかった。 ○ノズル及び点火レバー付近に動作を阻害する異物は認められなかった。 ●当該製品は、製品外部からの延焼により焼損した可能性もあるが、樹脂が溶融してノズルが開いた状態で固着しており、動作確認ができないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201400237 平成26年6月8日(長崎県) 平成26年7月24日	コンセント	(火災) 当該製品にエアコンを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の刃受金具に過熱の痕跡が認められ、刃受けの間隔が広がっていた。 ○差し込まれていたエアコンの電源プラグの栓刃には、当該製品の刃受けと接する箇所に溶融痕が認められるほか、電源プラグ内部の栓刃周辺の樹脂が炭化し、栓刃と電源コードカシメ部にも溶融痕が認められた。 ○エアコンは1年6か月前に取り付けられており、施工当時の情報は入手できなかった。 ●当該製品の刃受けとエアコンの電源プラグ間で接触不良が生じて異常発熱し、栓刃間で短絡が生じて出火に至ったものと推定されるが、接触不良が生じた原因が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A201400251 平成26年7月22日(鹿児島県) 平成26年8月1日	エアコン	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<p>○事故当時、当該製品は運転していなかった。</p> <p>○ファンモーター及びびりード線部に異常は認められなかった。</p> <p>○制御基板上的の確認できた部品に出火の痕跡はみられなかったが、焼損が著しく、基板の大部分が確認できなかった。</p> <p>○端子台は電源コード接続部のファストン端子のみが確認でき、端子は破断していたが熔融等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品のうち確認できた部品に、熔融痕等の異常が認められなかったが、制御基板など一部の電気部品が確認できないため、製品起因か否かを含め、出火原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:不明(製造時期から5年と推定)
19	A201400259 平成26年6月18日(茨城県) 平成26年8月4日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○残存部品に出火した痕跡は認められなかったが、製品全体の焼損が著しく、一部部品(スイッチ、コンデンサー等)が確認できなかった。</p> <p>○使用者は電源プラグを、常にコンセントに差した状態にしていた。</p> <p>○事故同等品の電源スイッチをOFFにして通電させたところ、異常な発熱及び電流値は認められなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「使用後に電源プラグをコンセントから抜く。火災・感電の恐れがある」旨、記載されていた。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
20	A201400260 平成26年7月25日(神奈川県) 平成26年8月5日	ステレオ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は背面の壁に密着した3段のガラステーブル最上段の左端に置かれ、電源コードは、テーブル背面から垂れ下がった状態で、コンセントに接続されていた。</p> <p>○当該製品本体は、背面側に著しい焼損が認められた。</p> <p>○電源コードは、本体背面のプロテクター付近で芯線が断線し、断線部に熔融痕と周囲にスパーク痕が認められた。</p> <p>○他の電気部品に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、本体背面のプロテクター付近で、電源コードに強い応力が加わったため、芯線が断線し、スパークが生じて火災に至ったと推定されるが、詳細な使用状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
21	A201400280 平成26年7月28日(群馬県) 平成26年8月12日	照明器具	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、金属、ガラス以外の大部分が焼失しており、引掛シーリング側の端子は確認ができなかった。</p> <p>○ソケット側の端子及び電源コードには、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存した電気部品には出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。</p>	
22	A201400329 平成26年8月17日(福岡県) 平成26年9月4日	携帯型電気冷温庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は背面から天面にかけて焼損し、特に背面上部の左側が著しく焼損していた。</p> <p>○電源基板接続部付近の内部配線が断線しており、断線部に熔融痕が認められた。</p> <p>○当該製品の電源基板及び送風機モーターは確認できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、一部の電気部品が確認できないことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
23	A201400389 平成26年8月27日(兵庫県) 平成26年9月30日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、負傷した。	<p>○使用者が、当該製品の下から3段目の踏ざんに乗って作業中、突然脚部が折れて転倒し、頭部及び手足を打撲、裂傷を負った。</p> <p>○昇降面左側の支柱端部は、内側(踏ざん側)へ折れていた。</p> <p>○支柱端具(樹脂キャップ)に偏摩耗等は認められなかった。</p> <p>○当該型番製品は、(一財)製品安全協会のCPSA 0015 住宅用金属製脚立の認定基準及び基準確認方法に基づく支柱端部の曲げ試験等を満足していた。</p> <p>○当該製品を入手することができず、寸法、肉厚、硬さ等の詳細な調査ができなかった。</p> <p>●使用者が当該製品を使用中に何らかの要因でバランスを崩し、当該製品の上に身体が落下して支柱が折損したものと推定されるが、当該製品を入手することができず、詳細な調査ができないことから、製品起因か否かも含め事故原因の特定には至らなかった。</p>	
24	A201400433 平成26年9月12日(京都府) 平成26年10月16日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、フロントフォークが変形し、転倒、負傷した。	<p>○前フォークが後方に変形し、前輪スポーク(1本)、ペダル、左ブレーキにも変形が認められた。</p> <p>○前フォークの変形により、前輪タイヤがフレームの下パイプと干渉し、ハンドルが正常に操作できない状態であった。</p> <p>○前フォークの変形量は221.7mmであり、変形部近傍の塗装には変形に伴うクラックが認められた。</p> <p>○使用者は転倒時の記憶が失われたとのことで詳しい転倒の状況は不明であった。</p> <p>○当該製品は、既に廃棄されていたため、寸法、肉厚、硬さ等の詳細な調査ができなかった。</p> <p>●当該製品は前フォークが後方へ変形し、前輪が下パイプと干渉していることから、前方より何らかの過大な衝撃を受けたものと考えられるが、当該製品は廃棄されており詳細な調査ができないことから、製品起因か否かも含め事故原因の特定には至らなかった。</p>	
25	A201400497 平成26年7月25日(東京都) 平成26年11月12日	延長コード	(火災) 当該製品にコーヒーマーカーを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、事故発生以前から、本体タップ部に異音・発煙が発生していた。</p> <p>○当該製品は、本体タップ部の焼損が著しく、外郭樹脂は焼失しており、刃受け金具など一部の金属を残して、金属部品の大部分が焼失していた。</p> <p>○残存していたタップ内部の配線金具の断線箇所に溶融痕が認められた。</p> <p>○当該製品に接続していたコーヒーマーカーの栓刃に溶融やスパーク痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品に接続していたコーヒーマーカーに出火痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、タップ内部で異常発熱したことで火災に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かも含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201400485(コーヒーマーカー)と同一事故
26	A201400500 平成26年9月14日(三重県) 平成26年11月13日	照明器具(ソーラー充電式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品ソーラーパネルが著しく焼損していた。</p> <p>○ソーラーパネル内部のリチウムバッテリーは焼損が著しく、セル内部の極板の大部分が焼失していた。</p> <p>○制御基板は焼損していたが、溶融痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○LEDライト及びソーラーパネルと接続するコードに溶融痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品と並べて使用していた別型式品についても、ソーラーパネル内部のリチウムバッテリーの焼損が著しく、他の電気部品に溶融痕等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品または当該製品と並べて使用していた別型式品のリチウムバッテリーが内部短絡したため出火したものと推定されるが、内部短絡した原因の特定には至らなかった。</p>	・A201400501(照明器具(ソーラー充電式))と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A201400501 平成26年9月14日(三重県) 平成26年11月13日	照明器具(ソーラー 充電式)	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	○当該製品ソーラーパネルが著しく焼損していた。 ○ソーラーパネル内部のリチウムバッテリーは焼損が著しく、セル内部の極板の大部分が焼失していた。 ○制御基板は焼損していたが、溶融痕等の異常は認められなかった。 ○LEDライト及びソーラーパネルと接続するコードに溶融痕等の異常は認められなかった。 ○当該製品と並べて使用していた別型式品についても、ソーラーパネル内部のリチウムバッテリーの焼損が著しく、他の電気部品に溶融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品または当該製品と並べて使用していた別型式品のリチウムバッテリーが内部短絡したため出火したものと推定されるが、内部短絡した原因の特定には至らなかった。	・A201400500(照明器具(ソーラー充電式)) と同一事故